

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会相談支援事業所  
ひまわり運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する相談支援事業所ひまわり（以下「事業所」という。）が実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「事業」という。）に必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、障害者、障害児及びその保護者（以下「利用者等」という。）に適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「相談支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、栃木県、所管の市町（以下、「関係機関」という。）及び地域の障害福祉サービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

- 3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 相談支援事業所ひまわり  
(2) 所在地 真岡市下籠谷4412番地1  
(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている相談支援の提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、サービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価、継続的なモニタリング等を行い、適切な障害福祉サービスの

利用が行われるようにする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 会長が必要と認めるときは、前項に定める営業日又は営業時間等を変更することができる。

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児
- (2) 知的障害者
- (3) 身体障害者
- (4) 精神障害者（発達障害者に限る。）

(相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービ

ス等利用計画」という。)の作成及び評価

(4) 訪問等による継続的なモニタリング

(5) 前4号に附帯するその他必要な支援、相談、助言等

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない相談支援を提供したときは、利用者等から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて相談支援を提供したときは、それに要した交通費の支払を利用者等から受けることができる。

3 前項の交通費は、公共交通機関等を利用した場合はその実費とし、事業所の自動車を使用した場合は、次の額とする。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル未満 300円

(2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

4 第1項から第3項までの費用の支払を受けたときは、当該費用を支払った利用者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

5 第2項及び第3項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、真岡市、益子町、茂

木町、市貝町及び芳賀町の区域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 事業所は、利用者等に対する相談支援の提供により事故が発生したときは、関係機関、利用者等及びその家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

2 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所における虐待の防止のための措置に関する内容は、次に掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、虐待防止責任者に管理者を充て、虐待の未然の防止に努めるものとする。

(1) 虐待防止責任者は、虐待を未然に防止するため、職員の人権意識、知識や技術の向上のため必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、第12条に規定する苦情解決の体制により、虐待防止のための措置を講じるものとする。

(3) 事業所は、虐待の事実を発見したときは、関係機関に速やかに通報するとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた利

用者等及びその家族への支援を行い、再発防止の措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次の研修を実施するものとする。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) その他必要とする研修

2 職員は、職務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。